

令和2年12月議会

教育文化委員会資料

(市民文化スポーツ局)

1 議案要旨<一般議案>

【議案第164号】

「指定管理者の指定について（北九州市立曾根臨海運動場）」

…………… 2

《参考》北九州市立曾根臨海運動場について

…………… 3

2 令和2年度 12月補正予算について

【議案第182号】

「令和2年度北九州市一般会計補正予算について（所管分）」

…………… 4

1 議案要旨〈一般議案〉

【議案第164号】

「指定管理者の指定について（北九州市立曾根臨海運動場）」
〈令和2年12月北九州市議会定例会議案：60ページ参照〉

1 議案提出理由

北九州市立曾根臨海運動場について、指定管理者の指定にあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経るもの。

2 指定管理者に管理を行わせる施設

北九州市立曾根臨海運動場

3 指定管理者に指定するもの

株式会社スピナ

4 指定する期間

北九州市立曾根臨海運動場の供用開始の日から令和7年3月31日まで

参考 地方自治法（抜粋）

第244条の2（公の施設の設置、管理及び廃止）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

《参考》北九州市立曾根臨海運動場について

1 施設概要

名 称：北九州市立曾根臨海運動場
 所 在 地：北九州市小倉南区大字曾根

2 指定管理施設

- (1) 運動場 33,000 m²
 (多目的グラウンド：ソフトボール4面、サッカー2面、ラグビー2面)
- (2) 管理等
 (事務室、トイレ、シャワー室、休憩所等)

3 運動場使用料

一般	1面1回(1時間以内)	1,200円
高校生以下	1面1回(1時間以内)	900円

4 スケジュール

令和3年4月に、多目的グラウンド、管理棟、駐車場部分を暫定供用開始。
 その後、遊具広場、芝生広場、植栽等を整備する予定。

	令和2年度						令和3年度以降			
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	
整備 工 事	整備工事						供用 準備	暫定供用開始		
								整備工事		



2 令和2年度 12月補正予算について

【議案第182号】

「令和2年度北九州市一般会計補正予算について（所管分）」

〈令和2年度北九州市補正予算に関する説明書：8ページ、36ページ参照〉

補正予算について、下記のとおり提案するもの。

(単位：千円)

款項目	内容	R2 事業費 (財源内訳)	債務負担行為 限度額 (財源内訳)	補正予算 説明書 ページ
事業名				
2 款 4 項 1 目 市民総務費				
市民センター 空調改修事業	老朽化した市民センターの空調設備の改修に要する経費について、債務負担行為を設定するもの。	0 (一般財源 0)	130,000 (地方債 130,000)	P 3 6
旧庄司小学校の 安全対策事業	旧庄司小学校の建物等の解体に要する経費のうち、家屋調査を行う経費を計上するもの。また、解体工事に要する経費について、債務負担行為を設定するもの。	9,000 (一般財源 9,000)	165,000 (地方債 140,000) (一般財源 25,000)	P 8 P 3 6